

熊本県弓道連盟会則

第一章 総 則

- 第1条 この会は熊本県弓道連盟（以下「本会」と称す）という。
第2条 本会は事務局を会長が指定するところに置く。
第3条 本会は公益財団法人全日本弓道連盟に加盟する。

第二章 目的及び事業

- 第4条 本会は会員相互の親睦、心身の錬磨、体育の向上をはかり、もって心身共に健全な社会人の育成を目的とする。
第5条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 各種講習会
 - 2 審査会
 - 3 指導体制の充実及び選手の強化
 - 4 競射会
 - 5 その他目的達成に必要な事業

第三章 組 織

- 第6条 本会は本会の趣旨に賛同する次の団体及びその会員をもって組織する。

玉名支部・・・荒尾市、玉名市、玉名郡
山鹿支部・・・山鹿市、
菊池支部・・・菊池市、菊池郡、合志市
阿蘇支部・・・阿蘇市、阿蘇郡
熊本支部・・・熊本市
上益城支部・・・上益城郡
宇土支部・・・宇土市、
宇城支部・・・宇城市、下益城郡
八代支部・・・八代市、八代郡
球磨支部・・・人吉市、球磨郡
葦北支部・・・水俣市、葦北郡
天草支部・・・天草市、上天草市、天草郡
熊本県中学校体育連盟弓道専門部（中体連）
熊本県高等学校体育連盟弓道専門部（高体連）
熊本県教職員弓道連盟（教職連）

2 その他本会の趣旨に賛同する団体

- 第7条 本会に新たに加盟しようとする団体は、評議員会の承認を受けなければ加盟することができない。
第8条 本会の加盟団体及び会員は、次の事由によってその資格を喪失する。
- 1 脱会
 - 2 加盟団体の解散
 - 3 除名
- 第9条 加盟団体が脱会しようとするときは、その理由を付して脱会届けを提出しなければならない
第10条 加盟団体が次の各号の一つに該当するときは、評議員会の議決を経て会長がこれを除名することができる。

- 1 本会の加盟団体及び会員としての義務の履行を怠ったとき。
 - 2 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為があったとき
- 第11条 本会の加盟団体及び会員が資格を喪失した場合、既納の会費はいかなる場合があっても返還しないものとする。

第四章 役員及び職員

第12条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	若干名
理事長	1名
常任理事	若干名
支部長及び団体代表	若干名
監 事	3名以内
理 事	若干名
事務局職員	若干名

第13条 本会の会長は支部長・団体代表で推薦し、評議員会の承認を得て選任する。

- 2 副会長は会長が推薦し、評議員会の承認を得て選任する。
- 3 常任理事は会長が推薦し、評議員会の承認を得て選任する。
常任理事は支部長並びに団体代表及び理事を原則として兼務することはできない。

4 理事長は常任理事の中から会長が指名する。

5 支部長及び団体代表は各地区並びに団体より選出し、会長が委嘱する。

6 理事は各支部並びに各団体より2名選出し(会員数が15人以下の場合は1名)、会長が承認し委嘱する。但し、会員が30人を超える毎に1名を追加選出することができる。

例 会員が31人から60人まで1名追加
会員が61人から90人まで更に1名
以下更に30人を超える毎に1名追加できる。

なお、会長が必要とする場合は追加指名することができる。

7 監事は常任理事会で推挙し、評議員会の承認を得て会長が委嘱する。

8 事務局員は、会長が任免する。

第14条 会長は本会を代表し、本会の会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代行する。

3 常任理事は会長、副会長と共に常任理事会を組織し、本会の会務を審議し執行する。

4 理事長は、常任理事会の決議に基づき会務を掌理する。

5 支部長及び団体の代表は支部及び団体を統括し、事業の遂行に寄与するとともに支部長・代表会を組織し、本会の会務を審議する。

6 監事は会計を監査し、会長及び評議員会に報告する。

7 理事は本会の運営並びに事業の遂行につき支部長を補佐する。

8 事務局職員は、本会の事務及び会計事務を処理する。

第15条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでその職務を行う。

第15条の2 役員任期は新役員が選出された評議員会終了後から実質的な任務にあたる。但し年度末までは前任者は引き継ぎ期間とする。

- 第16条 本会に名誉会長1名、顧問及び相談役若干名を置くことができる。
- 2 名誉会長は前会長とし、顧問及び相談役は会長が推薦する。
 - 3 名誉会長、顧問及び相談役は会長の諮問に応ずる。
 - 4 名誉会長、顧問、相談役は名誉会員として会費を徴収しない。

~~ただし、全日本弓道連盟分担金は徴収する。~~

第五章 会 議

- 第17条 本会の会議は、評議員会、常任理事会、支部長・代表者会とする。
- 2 会議は過半数以上の参加者がなければ成立しない。
 - 3 議事は出席者の過半数以上でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところとする。
 - 4 評議員会に出席できない場合は、委任状をもって表決権の行使を他の出席者に委任することができる。この場合、委任した者は出席したものとみなす。
 - 5 評議員会をもって総会に代える。
- 第18条 評議員会は、定期評議員会及び臨時評議員会とする。
- 2 評議員会は役員をもって構成する。
- 第19条 定期評議員会は、毎年1回開催しなければならない。
- 2 臨時評議員会は、会長が必要と認めたとき開催する。
- 第20条 定期評議員会は、次の事項を決議する。
- 1 事業報告及び事業計画
 - 2 決算及び収入支出予算
 - 3 常任理事会議及び支部長・代表者会議において評議員に付議すべきことを決議した事項
 - 4 その他、会議が必要と認めて付議した事項
- 第20条の2 議長は議事録署名者及び書記をそれぞれ2名指名し、書記の作成した議事録に議長及び議事録署名者が記名押印し、これを保管する。
- 第21条 常任理事会は必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となり本会の運営並びに会務に関し付議された議案を審議し決議する。
- 第22条 支部長・代表者会は必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となり本会の運営並びに会務に関し付議された議案を審議し決議する。
- 第23条 事故・損害について
県弓連に係る行事に際し発生した事故・損害についての県連の補償は、別途保険契約の範囲内において、その責任を負う。
- 第24条 細則
本会則の施行にあたって必要な内規は、常任理事会において別途定める。内規を定めたり、改正したときは支部長・団体代表に報告しなければならない。
- 第24条の2 別途定める内規は、次の通りとする。
- 1 緊急を要する事項については、三役会で協議する。三役会は会長・副会長・理事長で構成する。
 - 2 表彰規定で全国大会に準ずるものとして、会長が特に必要とするものはこの規定を準用する。
 - 3 事務局長と会計は常任理事扱いとする。但し、平常の業務は事務局員の取扱とする。
 - 4 その他必要事項は内規で定める。

第六章 会 計

第25条 本会の事業遂行に要する費用は、次のものを以て支弁する。

- 1 会費
- 2 入会金
- 3 審査料
- 4 事業強化資金
- 5 補助金
- 6 寄付金
- 7 その他の収入

第26条 会費は年間、称号者は7,000円、一般4,000円、満80歳以上の会員は2,000円とし、学生500円とする。

ただし、途中入会（学生以外）については、前期、後期をもって分け、後期入会者は半額を納入する。

- 2 会員で2カ年以上会費未納の者は、任意退会したものとみなす。但し、入会金及び会費を納入した者は再入会することができる。
- 3 本会に入会する者は、一般は200円、学生生徒は100円を入会金として徴収する。

~~4. また、会費のほか全日本弓道連盟分担金を別途徴収する。~~

第27条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第七章 補 則

第28条 本会則は、評議員会の議決を経なければこれを改廃することができない。

第29条 本会則に定めるものの外、本会の運営について必要な事項は常任理事会・支部長・代表者会において協議し、会長が定める。

第30条 本会の主催する県連審査申込書には、各地区理事（学校弓道部顧問等を含む）の承認印を必要とする。

付 則

この規約は、昭和28年1月11日臨時総会で決議し、即日施行
昭和33年3月15日総会で一部変更し、即日施行
昭和50年3月2日総会で一部変更し、即日施行
昭和59年2月27日総会で一部変更し、即日施行
昭和60年3月3日総会で一部変更し、即日施行
平成元年2月26日総会で一部変更し、即日施行
平成6年2月27日総会で一部変更し、即日施行
平成9年2月23日総会で一部変更し、即日施行
平成16年2月22日総会で一部変更し、即日施行
平成17年2月20日総会で一部変更し、即日施行
平成24年2月19日評議員会で一部変更し、即日施行
平成26年2月23日評議員会で一部変更し、即日施行
平成27年2月22日評議員会で一部変更し、即日施行
平成30年2月11日評議員会で一部変更し、即日施行